

# 地方疲弊、少子化につながる労働者保護ルール改悪



## 労働者保護ルール改悪 ますます苦しむ若い世代

**問** 1985年、経済界の強い要望で、労働者派遣法が成立し、禁止されていた間接雇用が解禁され、次第に適用範囲が拡大されてきた。結果、多くの若者が、雇用が不安定で賃金が低く無権利状態に近い派遣労働などの非正規労働に従事せざるを得ない状況になった。今回の改正労働者派遣法案は、さらに「生涯ハケン」をスタンダードな働き方にし、長時間労働を助長する改正労働基準法案も、ますます少子化が進むことにつながり国の将来が危惧される。

市民生活の向上を目指す自治体の長としての見解は。

**答** 派遣労働の処遇向上と雇用の安定、若者の労働環境の向上が図られるよう、国での議論が深められることを期待する。

## 日本の国際貢献は、 武力ではなく人道支援で

**問** 市長は、昨年議会質問で、集团的自衛権行使について見解を問われ「国会におい

て十分に議論され、国民に説明を尽くした上で適正な判断がなされる」と答弁している。

しかし、今国会で法案審議が十分尽く

され、国民の理解が進んでいるとは思えない。平和を願い核兵器廃絶・平和都市を宣言し、平和首長会議にも加盟している市長の見解は。

**答** 安全保障の問題は、国において責任を持って対応すべき分野であり、国会での議論を注視していきたい。

**再発言** 戦争をしない国として信頼されている日本は、人道支援に徹し、日本にしかできない国際貢献をすべき。今、世界は、それを求めていると思う。

## 主権者教育は 民主政治の基盤

**問** 公職選挙法が改正され、18歳以上が有権者となった。一方で若い世代の低い投票率(20~30%)が課題。総務省の「常時啓発事業のあり方等研究会」の最終報告書でも、子ども時代から社会の担い手としての意識を育てる「主権者教育」の必要性が強調されている。

社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指す主権者教育の必要性について、市長と教育長の見解は。

**答** 今回の法改正により若年層の主権者教育の重要性が増している。若者に向けた特段の取り組みに期待する。(市長)

義務教育では、自分で考え、主体的に発言する資質や能力を育て、選挙の意義を理解することが重要。日常の教育活動や社会科で取り組んでおり、さらに充実するよう各学校へ指導したい。(教育長)

**再発言** 前述の報告書では、現在の学校教育が、制度については学んでも、民主主義を育む主権者教育にはなっていないと指摘している。小中学校の主権者教育についてしっかりと検討する必要がある。



## 教師の超多忙、本気で改善を 子ども達にも悪影響

**問** 日本の教師の超多忙な状況がOECD調査でも明らかになったが、本市の状況は。

**答** 本市も同じ状況がある。

**問** 仕事はふえる一方で、一番重要な授業準備の時間さえなく、超勤が恒常的。文科省が行った審議のまとめに、教員は労働時間の規制が適用除外との誤解があるとの指摘がある。この風土は変えることが必要。教育委員会の見解は。

**答** 長時間勤務の縮減等については指導している。解消のためには定数の改善が必要。